

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会評議員選任規程

## (目 的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、評議員の選任について必要な事項を定めるものとする。

## (評議員の選任基準)

第2条 評議員は、会員の中から次により評議員選任・解任委員会において選任し、会長が委嘱する。

- (1) 各地区の代表
- (2) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (3) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- (4) 学識経験者

## (補 充)

第3条 前条に規定する資格において評議員となった者が、任期中にその資格を失った場合は、その職を辞任したものとみなす。

2 評議員の欠員があった場合は、前条の区分に従い、会長が委嘱する。

## (委 任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。